

令和5年度

永年勤続優良従業員表彰要領

1. 目的 中津商工会議所会員事業所で中小企業に働く従業員の勤勉と功績に対し、感謝をし、その精勤をたたえると共に尚一層の努力と同一事業所への定着を目的とし、併せて企業の繁栄のために永年勤続優良従業員の表彰を行う。
2. 主催 中津商工会議所
3. 主管 総務委員会
4. 後援 中津市
5. 協賛 中津商店街連合会
中津市工業連合会
中津耶馬溪観光協会
6. 表彰式
令和5年11月21日(火) 18時00分より
7. 場 所
ヴィラルーチェ
8. 表彰基準

I. 大企業【注】を除き、当所会員の同一事業所に引き続き勤続し、令和5年10月31日現在で、勤続年数が、10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年以上に達する優良な従業員（パート等含む）。

【例】勤続10年表彰＝平成24年11月から平成25年10月の間に就職した者。

- II. イ) 本店が他市にあり、支店・営業所等が中津市にあるものは、中津市の支店・営業所等の勤続年数のみにて算定する。
- ロ) 現在、中津市の本店に勤務している者で、他市にある同一事業所の支店・営業所等に勤務したことがある者の勤務年数は通算できる。
- ハ) 営業譲渡等により経営者が変更した事業所においては、前事業所の勤務数も通算できる。
但し、退職手当等の受給者は除く。
- ニ) 法人事業所の役員及び家族従業員、並びに個人事業所の家族従業員は対象にならない。
- ホ) 勤続年数の誤算や推薦漏れ等の事由で表彰されていない者は、該当年度から3年間を限度に推薦できる。但し、理由書が必要です。
- ヘ) 令和5年10月20日(締切日)現在の当所会員事業所を対象に表彰する。
但し、本年度新規会員加入申込事業所で、未承認事業所はこの限りでない。

(裏面へ続く)

9. 審査委員会

担当副会頭、専務理事、総務委員会委員、事務局長、中小企業相談所所長、中津商店街連合会会長、中津市工業連合会会長、中津耶馬溪観光協会会長をもって組織する。

審査委員長は、総務委員会委員長が務めるものとする。

10. 賞状と記念品

被表彰者には、それぞれ賞状・額縁・記念品を贈呈する。

11. 推薦書締め切り日

令和5年10月20日（金） 17時30分まで

12. 事業主負担／会議所負担

表彰年次	事業主	会議所	合計
10年	3,000円	0円	3,000円
15年	4,000円	0円	4,000円
20年	4,000円	1,000円	5,000円
25年	5,000円	2,000円	7,000円
30年	7,000円	3,000円	10,000円
35年	8,000円	4,000円	12,000円
40年	8,000円	7,000円	15,000円
45年	8,000円	10,000円	18,000円
50年以上	8,000円	12,000円	20,000円

(注) 大企業とは下記に該当する企業です。

但し、地場企業、その他審査会で表彰の対象と認めた事業所はこの限りでない。

業種	従業員 (パート等含む)	資本金又は出資金額
製造業・建設業	300人以上	3億円以上
卸売業	100人以上	1億円以上
サービス業	100人以上	5,000万円以上
小売業	50人以上	5,000万円以上